

(仮称) 医療法人に関する事務の グイグイ推進計画について

医療整備課医務班 主事 辻井 拓

はじめに① (医療法人とは)

医療法人とは

- ・医療法に基づき設立される
- ・業務運営に各種の規制・制約がある
- ・県が許認可等の指導監督を行う

本県所管の医療法人数

· 714法人(H22.4.1時点)

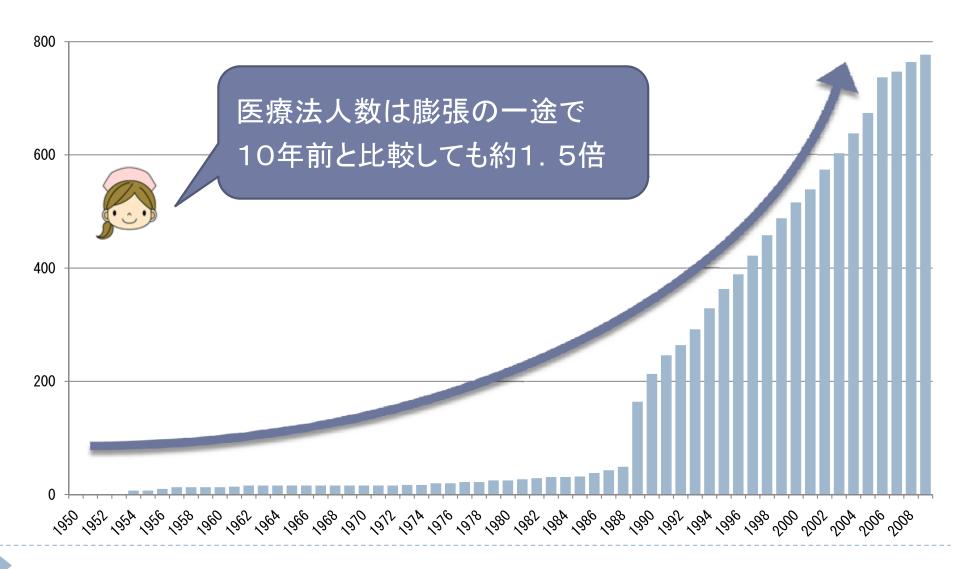
はじめに② (医療法人に関する事務とは)

▶ 医療法人に関する事務とは 医療法に基づく医療法人の申請・届出の処理や,指導 監督を行うもの。

主な事務	件数等
設立•解散認可(審議会案件)	約 30件/年
その他の認可(定款変更等)	約 70件/年
届出の収受	約1,500件/年
決算書等の閲覧請求の対応	約1,000件/年

背景①医療法人の数の増加

> 認可件数の推移



背景②業務の増加

決算書等 の閲覧の 開始 経営不振 法人等の 増加

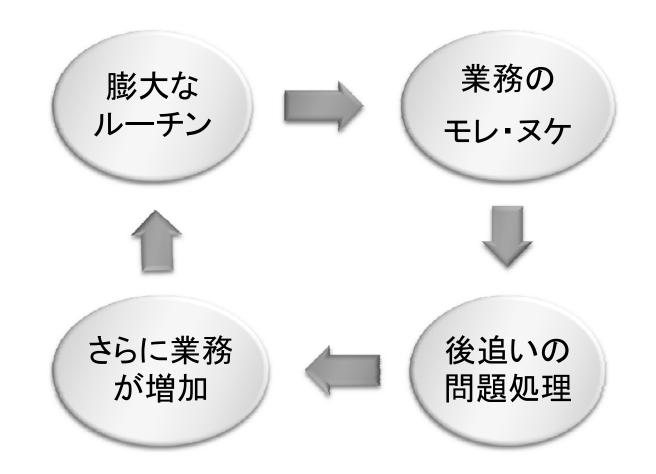
法の隙間 のトラブル の増加

従来からの事務

業務は

増える一方

従来の事務処理の課題



担当職員の超人的能力に頼った事務運営は限界にきていました



「(仮称)グイグイ推進計画」の体系

I. 保健所との機能分担

・保健所との機能分担を明確にし、保健所の機能強化と行政全体の効率化を図る

Ⅱ. 医療法人等とのナレッジマネジメントの推進

・医療法人側の制度への理解促進や,医療法人の閲覧の円滑化を図り,県民(医療法人/閲覧者)の利便性向上と行政の効率化を図る

Ⅲ. 指導監督業務の高度化

· 不振·不審な法人の早期把握の仕組みを導入し、倒産等の未 然防止を図る。

計画 I 保健所との機能分担

課題

・保健所と医療整備課の連携不足で、保健所の機能が十 分活かされていない

取組

- ・分散処理すべき業務は保健所で対応(役割の明確化)
- ・保健所台帳システム「(仮称)台帳くん」の投入

- ・ 医療整備課の審査事務等の省力化, 管理の高度化
- ・保健所の進達事務の効率化

課題

- ・申請・届出を行う医療法人側の理解不足が著しい
- ・県の情報発信が不十分

取組

- ホームページの充実
- ・「医療法人の申請・届け出丸わかりガイド」の作成
- ・行政書士会向け説明会の試行

- ・申請者側の法令理解度の向上, 違法運営の未然防止
- ・ 行政の審査・補正対応の省力化

(参考) 「丸わかりガイド」について

- ▶ 全5回発行
- 医療法人の主な申請・届出の要領や、 運営上の留意点に ついて記載
- 各医療法人に送付するとともに県ホームページに掲載



医療法人の申請・届出 乳の節の ガイド



医太郎

~第1回 事業報告書等の届出について~

法子の

医療法人における事業報告書の届出について



医療法人は, 毎会計年度終了後3か月以内に, 事業報告書等を知事への届出が必要です(医療法第52条)。



届出をしないと過料に処せられることがあります(医療法第76条第1項第3号)。 決算後には忘れずに提出されるようお願いします。

2 提出書類について



事業報告書の届出書類は下記の5つです。

なお、法人の形態や運営する施設によって添付書類が4パターンに分かれます。

[事業報告書の様式と添付書類]

	書類	法人形態			
		A	В	C	D
1	事業報告書等届出書		様式第23号	※全法人共通	
2	事業報告書		様式1	※全法人共通	

計画Ⅱ ナレッジマネジメントの推進②

課題

・医療法人の決算書等の閲覧請求が増大し、対応 事務負担が深刻

取組

・事業報告書等閲覧システム「(仮称)閲覧くん」の投入

- ・迅速な閲覧の実現・閲覧者のプライバシー確保
- ・ 行政の対応負担の省力化

計画皿 事務の高度化

課題

- ・経営不振や不審な医療法人が増加傾向
- ・経営分析や指導には専門スキルが必要?

取組

- ・「医療法人の経営安定に係る指導等指針」の制定
- ・財務トリアージシステム「(仮称)いむ子」の投入

- ・高度かつ効率的な財務分析(誰でも経営診断士)
- ・県の指導介入によらない自律的経営改善の促進

取組みの成果

グイグイ計画推進後

従来

- ・医療整備課が知識と 負担を抱え込み
- ・満足に処理できず ジャングル状態

- ・県民や保健所との知識の共有と 役割分担
- ・ステークホルダー全体の 効率化と業務高度化を実現